

2024'

〒386-0005 長野県上田市古里692-0268 - 22 - 76ΑX F 0268-22-7617

Ε m a i koa-g@tkcnf.or.jp URL https://www.koa-g.com

2024 年 10 月									
且	月	火	水	木	金	±			
		1	2	3	4	5			
6	7	8	9	10	11	12			
13	14	15	16	17	18	19			
20	21	22	23	24	25	26			
27	28	29	30	31					

#### 月の予定 年 10

- ・税務署長から特別農業所得者への令和 6年分予定納税額の通知(15日迄)
- ・個人住民税第3期分の納付
- ・労働保険料第2期分の納付

#### (労働保険事務組合委託

の場合は11/14)



#### 月の予定 2024

- ·所得税予定納税額の減額承認申請 期限 15 日迄
- ・所得税予定納税額第2期分の納付
- 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 事業者(中間申告が年3回)の消費税・地方 消費税の中間申告と納付 以上の期限 30 日迄
- 「税を考える週間」(11 日~17 日迄)
- ・個人事業税第2期分の納付

以上の3要因のうち日本株の下落の一

番

日銀の利上げによる。

市場の戸惑いの

植田総裁の姿勢の急変である、

2024年 11月											
日	月	火	水	木	金	土					
					1	2					
3	4	5	6	7	8	9					
10	11	12	13	14	15	16					
17	18	19	20	21	22	23					
24	25	26	27	28	29	30					
■ は事数記入はぶけってす											

は事務所全体が休みです。

株価 調

整である。

米国

近思

代表

よう。投資は、 出てしまう方は、

は、 場も急激な円高に振れている。 ようか! このところ(8月5日現

資は、自分で責任を持つためにもよくよく事 して、毎日含み損を気にして仕事にも支障が が向かうのは、 なるとその制度または商品を勧めた方に矛先 理解されている方は、今回の状況をプラスと捉 本だと思います。おそらくドルコスト平均法を 前に学習し知識が必要になると思います。そ一われている。 えていることでしょう。 あくまでも長期分散投資が基 人間として当然です。だから投 本来投資には向かない方でし 中心は、 発端は、

September 小山秀喜

受け、わかっていたつもりでも、いざその事態に きらめ手放すことを考えているのではないでし 遭遇すると焦ってしまうのは皆さん同じだと ることを、金融機関又は証券会社から説明を も売却益が生じる場合のみメリットが発生す された方々は、この株価下落に相当影響を受|ている。 して国(首相)が煽っている新型NISAに投資 新型NISAは、当然元本はないし、あくまで|てていた日本株先物を売り込んだ。これも円 投資は自己責任と理解していても、いざと 気に広がったこと おそらく、昨年あたりから「資金の運用」 約1万円以上下落し、かつ日本円の為替相 7月 11日の史上最高値42,224円と比 ある方はもうそのまま保有することをあ 在 日 経平 均 株 \_ ح 価 |し、かつ米国景気の減速と利下げが見えてき といわれている。 |府日銀の介入と政治家からの圧力がきっかけ |高阻止のために利上げをすべきとしていた政 |株高にかけていたヘッジファンドが円キャリ |恩恵を受ける株式と被害を被る株式と交 | 落となっており、これは循環的調整の範囲とい |式もNASDAQも年初来の株価上昇の後、 える。米国大統領選に向けた諸事情により、 日本のマクロ経済政策に対する不透明感が ジションの巻き返しを迫られ、円売りと買い 3つ目は、日銀の意表を突く利上げにより 2つ目は、 1つ目は、 円高への急展開により、 世界的

円安·日

3つの要因があるといわれています。 「武者リサ 今回の日経平均株価の下落の背景は、 以下

武

者陵司氏レポートより

|えさせていただきます。

、以上、あくまでも私見によることを申

繰り返さないようにと願っている 発端だったことを思い出す。同じ過ちは「 済時に当時の大蔵省の土地 日本経済の失われた30 年は、 融資の総量規 確かバブル 制が

## 海外出張・出向に係る諸問題 ~短期滞在者免税について~

今回は、海外出張や出向のときに発生する問題点について、下記のとおり会話形式でわかり やすく解説していきます。

登場人物 部 長 …上場部品メーカーの税務部長

田中君 …今年から税務部に転属になった新人

小 山 …会計事務所の担当職員

田中君:実は、ボクは短期滞在者の免税に関する判定について、まだきちんと理解できていないので、改めて教えていただきたいと思っているのですが・・・。

部 長 : いわゆる183日ルールのことだね。

小山:かしこまりました。それでは米国への出張者・出向者を例にご説明しますね。ちなみに、米国に社員が出張する場合には、御社ではどのような点に気を付けていらっしゃいますか?

田中君:先ほど部長がおっしゃったとおり、年間183日以上、米国に滞在しないよう注意喚起しています。

小山: それはなぜでしょうか。

田中君: ええと、それは、決まりのようなものというか、それを超えてしまうと問題が起きて しまうというか・・・。

部 長 : 改めて聞かれると、私もよくわからないよ。

小山 : 国境を越えて移動する社員に係る給与等について注意していただきたいのは、この給与所得に課税できるのは、どの国かということです。

部 長 : えっ、どういうこと?

小山:ある国が何かに課税する場合、所得の源泉地が自国になるのかどうかが判断基準になります。出張者や出向者の給与所得の源泉地、つまりどこで課税できるかについては、原則として勤務地がどこかということで判断します。

田中君:ということは、米国に出張している間に出張者に支払われている給与について原則を 適用すると、勤務地が米国となるので、米国で課税されるということですか?

小山:そのとおりです。

部 長 :でも、米国に出張しただけで、課税されたことなんてないけどな。

小山:そこで出てくるのが短期滞在者免税なんです。

部長:米国に出張している日数が183日を超えなければ、米国で課税されないということ?

小山:ざっくり言ってしまうとそういうことなのですが、判断基準はそれだけではないので、 短期滞在者免税が規定されている日米租税条約を見てみましょう(図1)。

(図1)

### 日米租税条約第14条第2項

- 一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a) から(c)までに掲げる要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
  - (a) 当該課税年度において開始又は終了するいずれの12箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他 方の締約国内に滞在する期間が合計183日を超えないこと。
  - (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
  - (c)報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

田中君:図1の(a)が183日ルールのことですね。

部 長 :(b) と (c) についてだけど、「一方」とか、「他方」とか、何が何だかわからないよ。

小山:それでは、米国への出張者について、わかりやすく書き換えてみましたので、こちらをご覧ください(図2)。

(図2)

#### 米国への出張者

出張者が米国において行う勤務について取得する給与等に対しては、次の(a)から(c)までに掲げる要件を満たす場合には、日本においてのみ租税を課することができる。

- (a) 当該課税年度において開始又は終了するいずれの12箇月の期間においても、出張者が米国内に滞在する期間が合計183日を超えないこと。
- (b) 給与等が日本親会社から支払われるものであること。
- (c)給与等が日本親会社の米国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

部 長 : おっ、こうするとわかりやすいね。

田中君:米国出張者については、米国滞在日数が183日を超えず、日本親会社からしか給与を受け取っていなければ、米国で課税されることはないということですね。

部 長 : じゃあ、出向者についても同様に判断すればいいのかな。

小山:そうですね。念のため、同様に読み替えてみましたので、こちらをご覧ください(図3)。

田中君: 出向者についても、こうすれば理解できますね。

(図3)

#### 米国出向者

米国出向者が日本において行う勤務について取得する給与等に対しては、次の(a)から(c)までに掲げる要件を満たす場合には、米国においてのみ租税を課することができる。

- (a) 当該課税年度において開始又は終了するいずれの12箇月の期間においても、出向者が日本国内に 滞在する期間が合計183日を超えないこと。
- (b) 給与等が米国子会社から支払われるものであること。
- (c)給与等が米国子会社の日本国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

部 長 :田中君も、これでしっかり理解できたようだね。

田中君:はい!今回はありがとうございました。また何かわからないことがあったら、教えてくだ

さい。

小山:かしこまりました。いつでもご相談くださいね。

今回は、短期滞在者免税について説明させていただきましたが、 またこのコアインフォメーションで他の国際税務に関する問題に ついても記事にさせていただきたいと思います。

> 東アジア進出支援室長 高松 俊昭 (INTERNATIONAL TAXATION VOL.44 No.8より引用)

## 健康保険証が廃止されます マイナ保険証のご準備を

2024年12月2日に健康保険証が廃止され、代わりにマイナンバーカードを使用する「マイナ保 険証 | の本格利用が始まります。それまでに、マイナンバーカードを作成し、医療機関の窓口で利 用できるように、事前に利用登録をしておくことが必要になります。

### 健康保険証の廃止

従業員が健康保険の被保険者となったと きや、従業員の家族が健康保険の被扶養者と なったときには、健康保険証が発行されます。こ の健康保険証の新規発行が終了し、2024年 12月2日以降は新規で発行されなくなります。

なお、すでに発行されている健康保険証は、 経過措置として最大1年間(2025年12月1日 まで)使用できます。それより前に健康保険証 に記載されている有効期限が到来した場合や、 転職・転居などにより保険者に異動が生じた 場合は、その時点で失効となります。

2025年12月1日までに従業員が退職した り、家族が被扶養者でなくなったりすること等 で使用できなくなった健康保険証は、これま でどおり、会社で回収する必要がありますが、 2025年12月2日以降、使用できなくなった健 康保険証は、従業員自身で破棄することが認め られています。

### 資格情報のお知らせ

マイナ保険証の本格的な利用に伴い、保険

者より「資格情報のお知らせ」が発行されます。 協会けんぽの場合は、2024年9月以降、会社 を経由して、加入している被保険者および被扶 養者の全員に届く予定となっています。

この資格情報のお知らせにより、加入者の 資格情報を伝えるとともに、マイナ保険証の利 用登録に係る確認も行われることになります。

また、マイナ保険証に対応していない医療機 関等を受診する場合や、何らかの事情により医 療機関等でマイナンバーカードでの保険証利 用ができないなどの場合には、この「資格情報 のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示 することで、保険診療により受診することが可 能となります。

### 資格確認書

マイナンバーカードを作っていない人や、マイ ナ保険証の利用登録をしていない人もいます。 このような人は、保険者から交付される資格確 認書を提示することにより、これまでどおりの 保険診療を受けられるようになります。

健康保険証の廃止とその後の対応は、従業員やその家族に大きな影響があります。マイナンバー カードの作成やマイナ保険証の利用登録について早めに呼びかけるなど、会社としても従業員へ の周知に取り組まれることをおすすめします。

[参考] 厚生労働省 「マイナンバーカードの健康保険証利用について| https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_08277.html







## 「ひとり旅」

### 有澤 秀幸

コロナの猛威が去り、比較的自由に行動ができるようになった 2024。急に思い立ち、上半期は国内、 下半期はまだ途中ですが海外へ、色々な箇所に旅行に行きました。

今回は、そんな旅行のお話をさせていただきます。

まず、国内旅行。新幹線、飛行機、フェリー、色々な交通手段を 試してみました。一番印象深かったのが、フェリー。新潟港から 小樽港まで約16時間。船内では、携帯電話の電波も届かず 不便な面もありますが、そのことよりも日常から離れ、ゆったり とした時間を過ごすことができたことが印象的でした。

船内のお風呂には、露天風呂もあり、一面の日本海を眺める ことができます。初夏の札幌・小樽・函館を堪能できました。



そして、海外。昨年初めて海外に行ったばかりで、自分自身で航空券やホテルの予約もしたことがない 状態でした。とあるお客様に意外と簡単だからと背中を押していただき、すべて自分で手配をしました。 結果的には、本当に意外とできるものだなという変な自信が生まれるほどでした。ただし、海外で 1 人迷 ってしまうと日本のようなわけにはいきません。下記は、海外で注意・準備したことや気づいたことです。

- ・命、パスポートの次にスマホが大切。スマホさえあれば、何とかなる。
- ・スマホの充電を切らさないよう、モバイルバッテリー常備。Wi-Fi 環境完備。
- ・言葉の問題(私は日本語以外話せません)は、意外と何とかなる。シチュエーションから 内容を類推し、片言の英語やジェスチャーで乗り切れました。
- ・体調管理は、食事から。食生活が乱れ、お腹を壊すと、すべての予定が崩れる。
- ・現地通貨は、複数の通貨が使える為替手数料の安い口座を開設し、それに対応するデビットカードを準備。
- ・スーツケースを持った移動を極力しないように、現地の輸送サービスを利用。



海外では、日本では見ることができない光景や体験ができました。 ただ、日本から離れることで、改めて日本のよさを発見できた気がします。

旅行中、電車なども使いますが、基本は徒歩で歩きまわります。その方が、街並みを見ることができ、色々な発見があります。また、普段と違う風景を見ながら歩いていると、脳が刺激されるのか、急にアイデアを思いついたり、仕事のことなども冷静に考えることができます。旅行の利点を色々と感じております。

今後も引き続き、色々な所へ行きたいと思っております。



**¥100** 







# 小川



長野県長野市

趣 味 100均巡り

好きな映画

ボス・ベイビー

④ 尊敬する人

両親

⑤ 座右の銘

七転八起





8月21日付で小山会計に入社いたしました、小川 郁美と申します。一日でも早く皆様のお役に 立てるよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



## 長野県の最低賃金が令和6年10月1日から改正されます!

まうケースがあります。そして第1位は、追突です。「追突」は、前方車両の後部に を見て気を取られてしまった」、「運転以外のことに意識が向いてしまった」などの経 めています。最も注意しなければいけないといえるでしょう。運転中、「周囲の景色 衝突する交通事故を指し、令和五年の交通事故発生件数のうち、約三十%を占 交差点通過時に左右から侵入してきた車や人などに気付かず、事故を起こしてし 通しの悪い交差点で発生しやすいことが特徴で、建物が密集している市街地では、

起こしやすいということです。「右から左」、横断中の歩行者との事故が全体の約七

一%、「左から右」へ横断中の歩行者が約二十八%となっています。 私たち一人ひ

あるとされています。他にも、運転時に特に気をつけるべきシーンがあります。それ 験はないでしょうか?こうした運転への集中力が低下したタイミングが特に危険で

運転手から見て「右から左」に道路を横断する歩行者は視認性が悪く、事故を

する事故で、令和五年の交通事故発生件数の約二十五%を占めています。特に見 す。「急いで右折しようとして直進車との距離感を適切に把握できていなかった」な 頭衝突です。これは、異なる方向から進行してきた車両同士が交差した際に衝突 ど確認不足が原因となることが多く、注意する必要があります。第2位は、出会い ご紹介していきます。交通事故には起きやすい瞬間やシーンがあります。ここで、 **第3位は、右・左折時の衝突**です。右・左折した車両と直進してきた車両が衝突 日から三十日にかけて、秋の全国交通安全運動が実施され ・事故を起こさないためにも注意すべきことを

## 時間額

(改正前 948円)



**一人でも使用しているすべての使用者**に適用されます。 なお、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業、 各種商品小売業、印刷・製版業で働く労働者には、 **特定(産業別)最低賃金**が適用されますので、詳細は

長野労働局HP等でご確認ください。